

平成 28 年 4 月吉日
株式会社オーネックス

お客様各位

フラット 35 申請書式についてご注意願います

拝啓、春和の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平成 28 年 4 月 1 日より、申請書等書式は改正後（平成 28 年 4 月 1 日）の新書式にて、
ご申請願います。

新書式につきましては、住宅金融支援機構ホームページよりご利用いただけます。

（当社ホームページ内の「【フラット 35】に係る適合証明業務」より、住宅金融支援機構
ホームページへリンクしております。）

敬具

※新築住宅の申請については、制度改正事項に係る申請を除き、平成 28 年 9 月 30 日までの間、
改正前の書式を使用することができます。

<制度改正事項（新築住宅）>

1. フラット 35S に新たに追加された基準（性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法））を
適用する場合
2. 登録マンションの場合

以上